

大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	交通安全施設設置工事（下三橋町他）
2 工 事 場 所	大和郡山市 下三橋町他 地内
3 工 事 期 間	着工の日から令和7年12月19日まで
4 工 事 概 要	区画線工 L=1945.1m 道路反射鏡設置工 3基
5 事業担当課	管理課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 請求できません 完了払金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年9月16日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 管理課 質 問 回 答 日 令和7年9月18日午後1時から開札前日まで 質問回答場所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→ <u>建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）</u> にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

特記仕様書

第1条 交通安全施設設置工事（下三橋町他）の施工にあたっては、奈良県県土マネジメント部（技術管理課ホームページ参照）の「土木工事共通仕様書 [最新版]」（以下共通仕様書）、「土木工事施工管理基準 [最新版]」、「土木請負工事必携 [最新版]」によるものとする。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

警察協議中であり、また地元自治会との協議が必要なため、監督職員の指示があるまで工事着工を行ってはならない。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

- (1) 再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
区画線工 設置個所	2名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	
道路反射鏡 設置個所	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

(2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

8. 官公庁等への手続き等

工程および施工方法について、あらかじめ監督職員と打ち合わせの上、関係官公署および企業と協議を行い事故の発生を防止すること。

9. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工事施工時間（通行止め時間）は午前9時から午後5時を厳守し、必ず当日仮復旧を行い道路を開放すること。

10. 各種保険及び退職金制度について

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければ

ならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

第3章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

3. コリنز(CORINS) への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第4章 その他

1. 一般事項

(1) 住民対策

イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。

ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。

ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。

- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
 - ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
 - ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
 - ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
 - チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
 - リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
 - ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
 - ル. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
 - ヲ. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- (2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

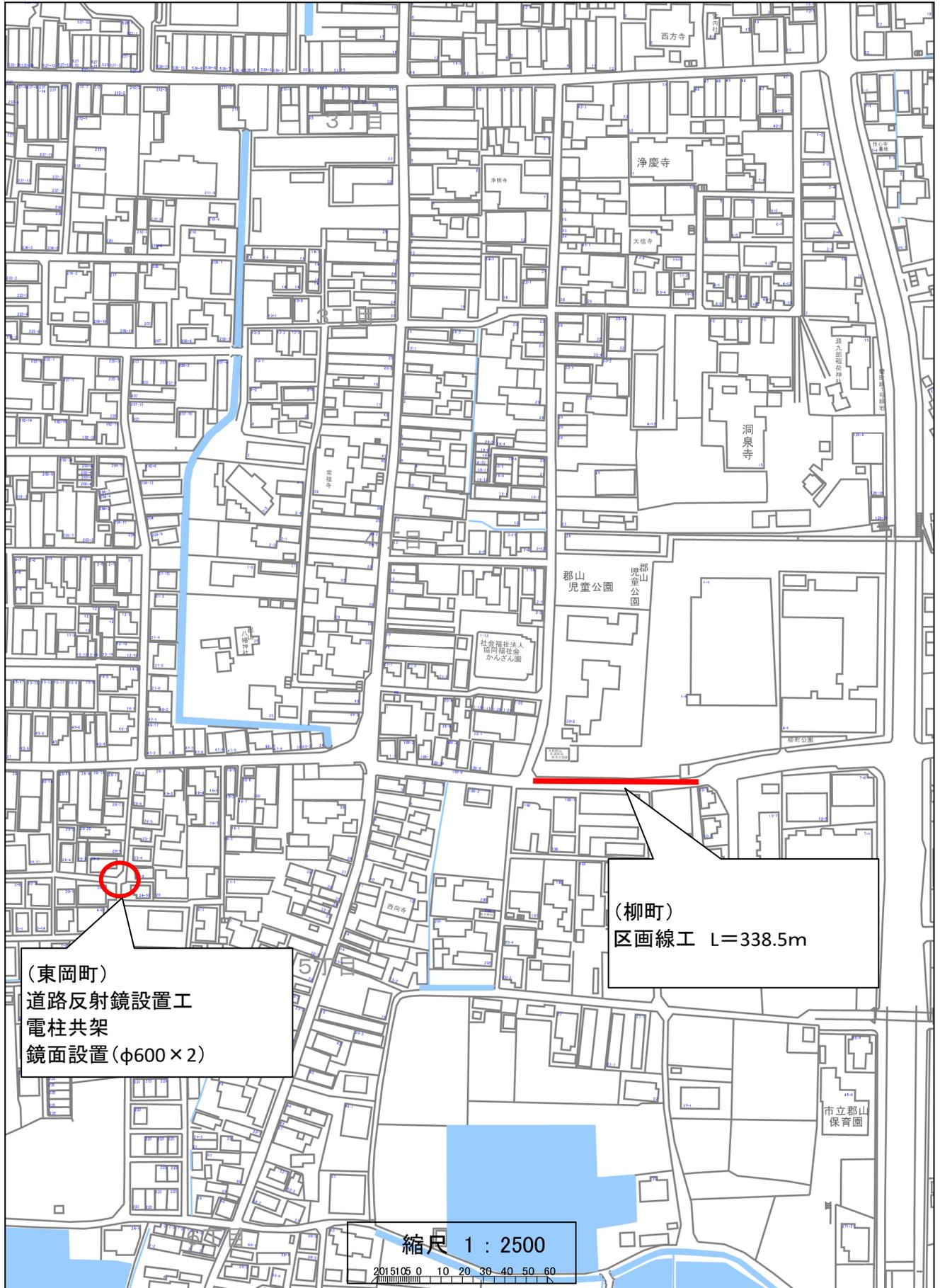
位置図

工事名:交通安全施設設置工事(下三橋町他)



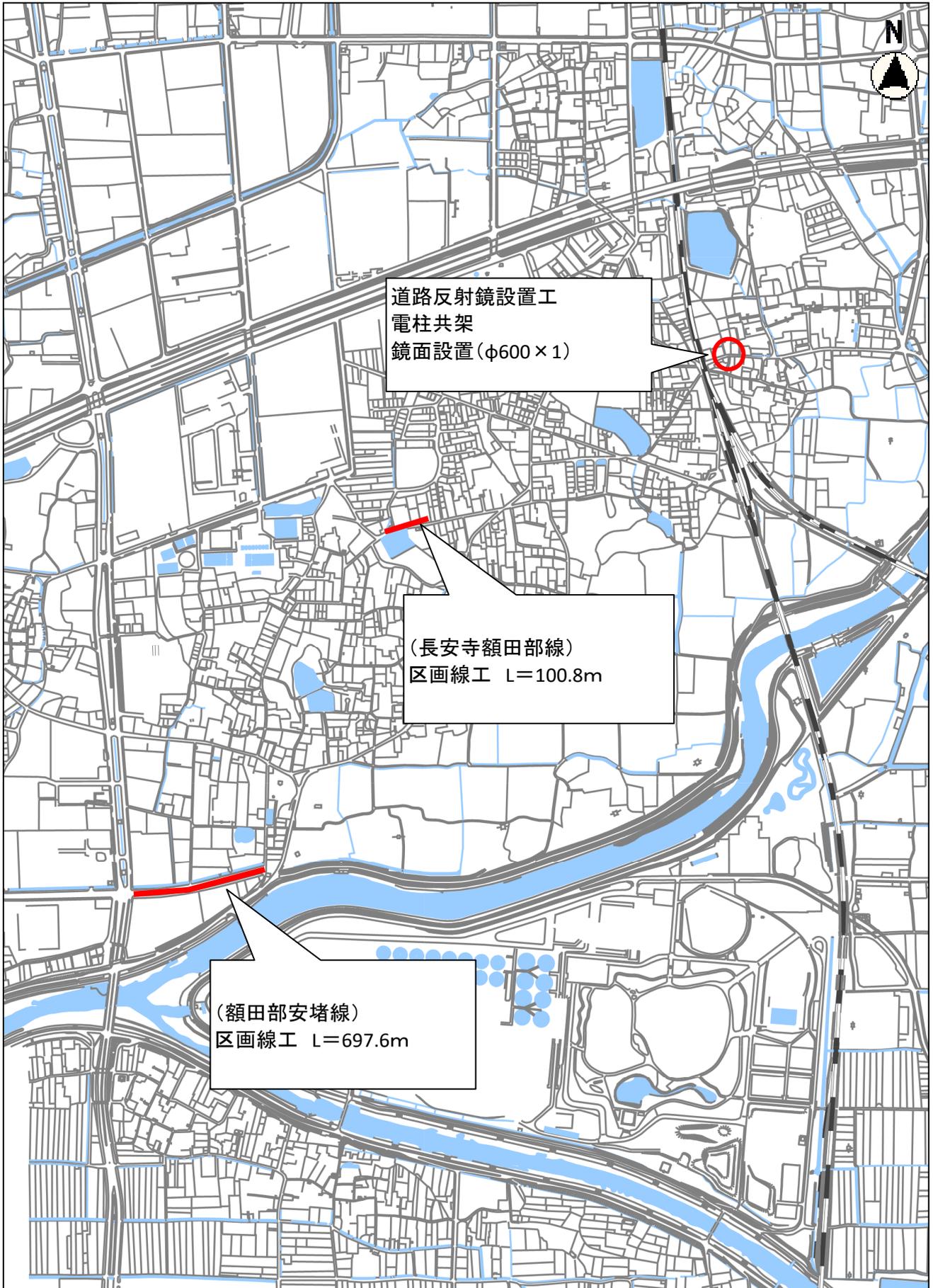
位置図

工事名:交通安全施設設置工事(下三橋町他)



位置図

工事名:交通安全施設設置工事(下三橋町他)

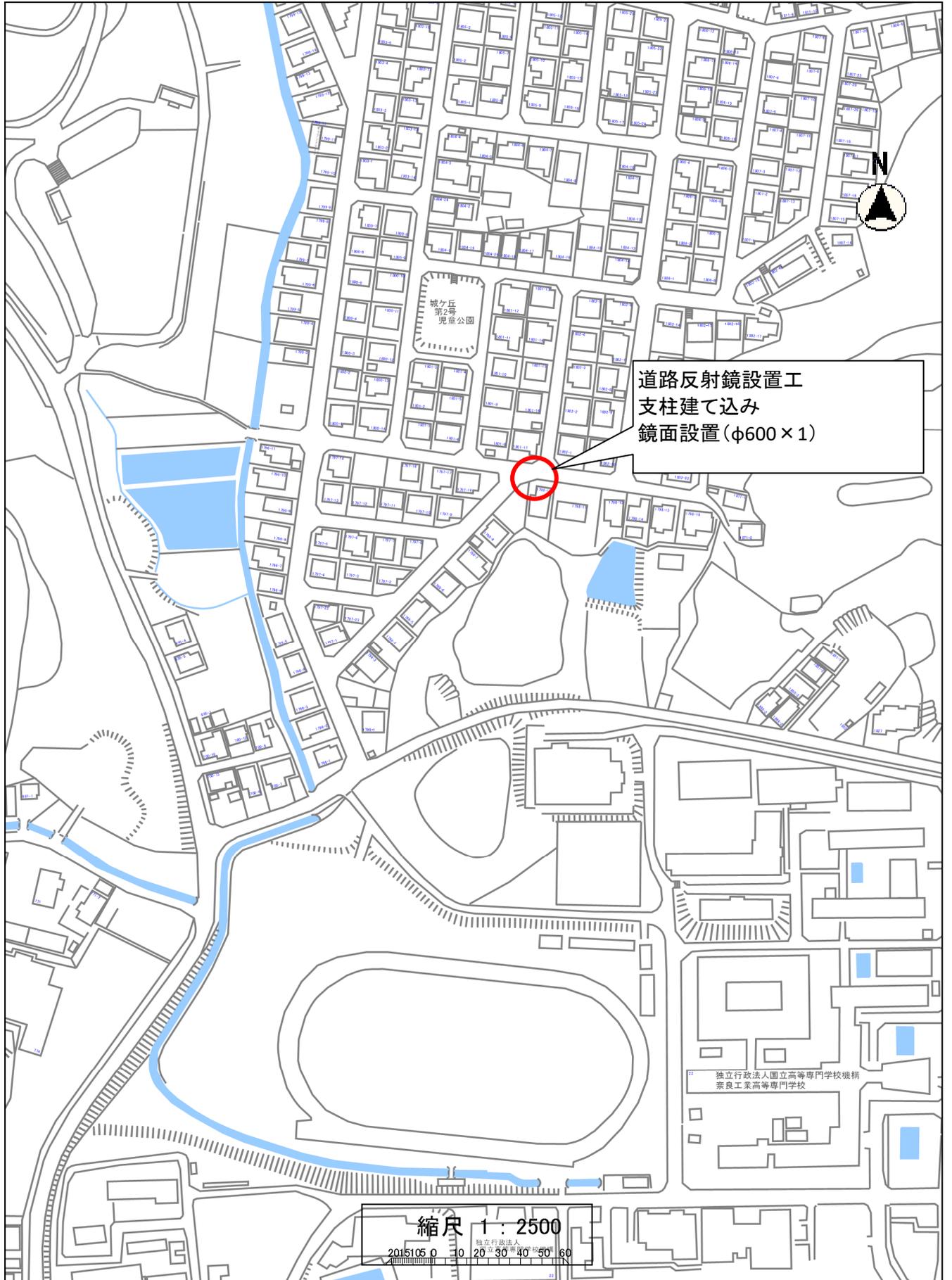


縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200

位置図

工事名:交通安全施設設置工事(下三橋町他)



事業費総括表

大和郡山市

課長		主幹		課長補佐		係長		主査		検算		設計	
年 度	令和7年8月						工 事 概 要	区画線工 L=1945.1m 道路反射鏡設置工 3基					
工 事 番 号	第 号												
路 線 名 等	下三橋南北線他												
施 工 場 所	大和郡山市 下三橋町他 地内												
工 事 名	交通安全施設設置工事（下三橋町他）												
	認 可				実 施				摘 要				
事 業 費					円				(内消費税及び地方消費税相当額 円)				

間 接 工 事 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	道路維持工事	工事日数(内冬日数)		共通仮設費対象外額	
場所区分	一般交通影響有り(2)	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	35%超え	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

共 通 仮 設 費 = 対象額 × 率
 = × %
 =

対象額 = 直接工事費 + 支給品費 + 事業損失防止施設費 - 共通仮設費対象外額 - 支給共仮費対象外額 + 準備費処分費 - 処分除外費
 = + + - - + -
 =

率 = 対象額による率 × 地域補正係数
 = % ×
 = % × → ∴ %

対象額による率 = %

現 場 管 理 費 = 対象額 × 率
 = × %
 =

対象額 = 直接工事費 + 共通仮設費 + 支給品費 + 支給品費(現) - 現場管理費対象外額 - 支給現場費対象外額 - 処分除外費
 = + + + - - -
 =

率 = 対象額による率 × 地域補正係数
 = % ×
 = % × → ∴ %

対象額による率 = %

間 接 工 事 明 細 書

算 出 基 礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \quad \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

数量計算書

区画線

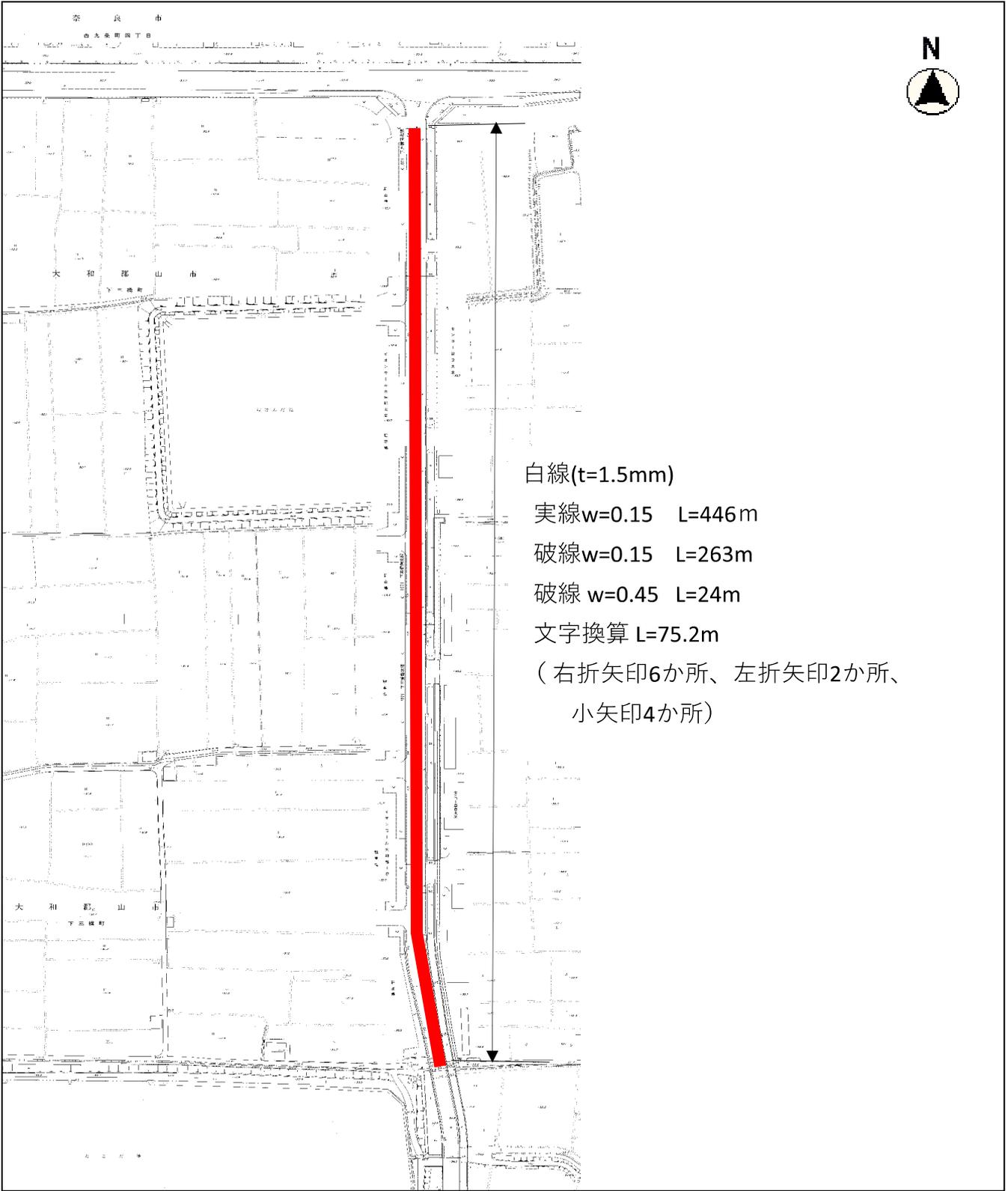
地区名	実線		破線		文字・記号	計
	W=150	W=450	W=150	W=450	W=150換算	
下三橋南北線	446.0		263.0	24.0	75.2	808.2
柳町停車場線	320.0			8.0	10.5	338.5
長安寺額田部線	91.0	9.8				100.8
額田部安堵線	560.0		100.0		37.6	697.6
計	1417.0	9.8	363.0	32.0	123.3	1945.1

カーブミラー

地区名	鏡面		支柱		基礎	電柱共架
	φ600	φ800	直柱	曲柱		
城町	1		1		1	
東岡町	2					1
長安寺町	1					1
計	4	0	1	0	1	2

平面図

路線名：下三橋南北線



白線(t=1.5mm)

実線w=0.15 L=446m

破線w=0.15 L=263m

破線 w=0.45 L=24m

文字換算 L=75.2m

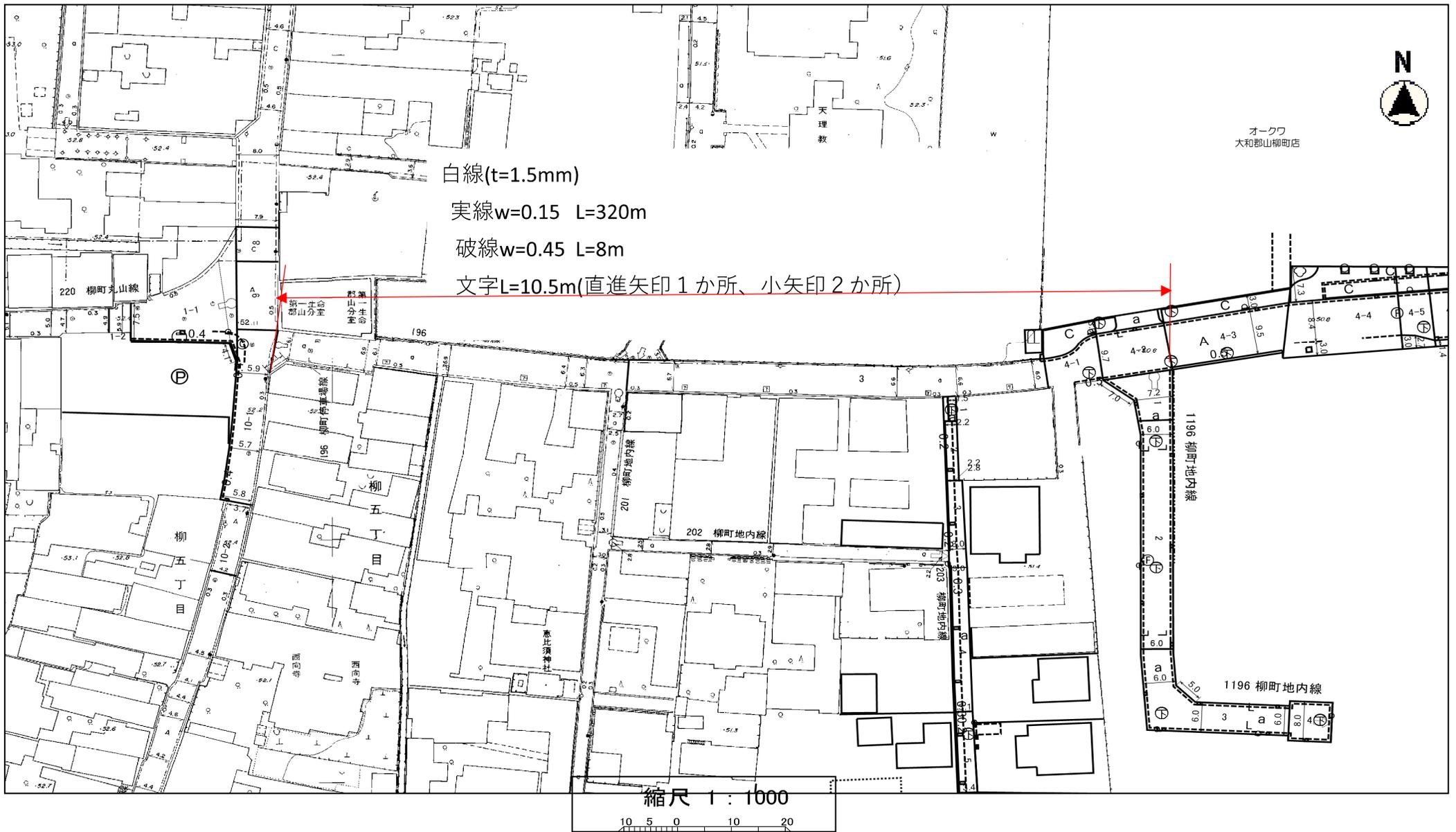
(右折矢印6か所、左折矢印2か所、
小矢印4か所)

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60

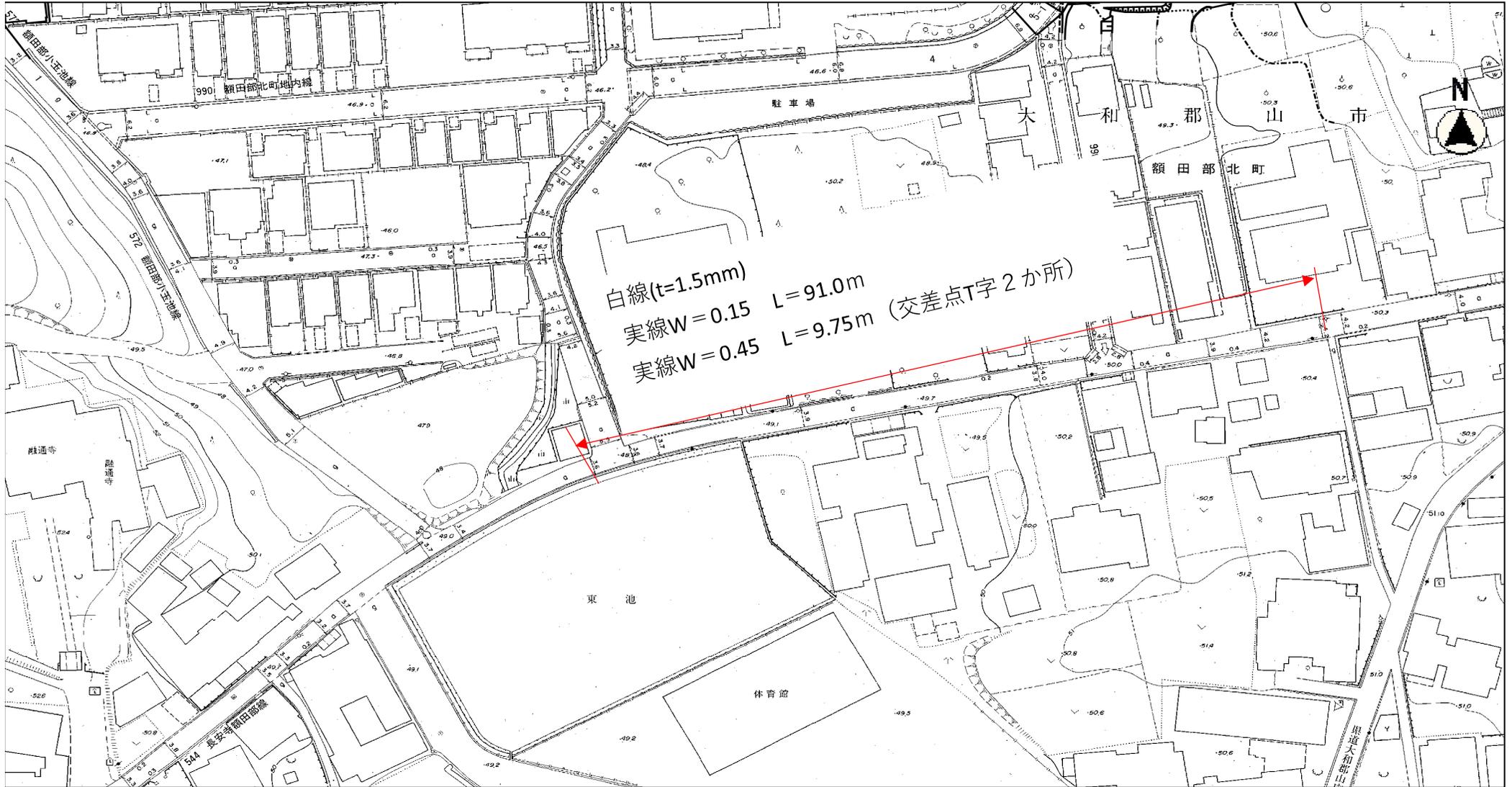
平面図

路線名：柳町停車場線



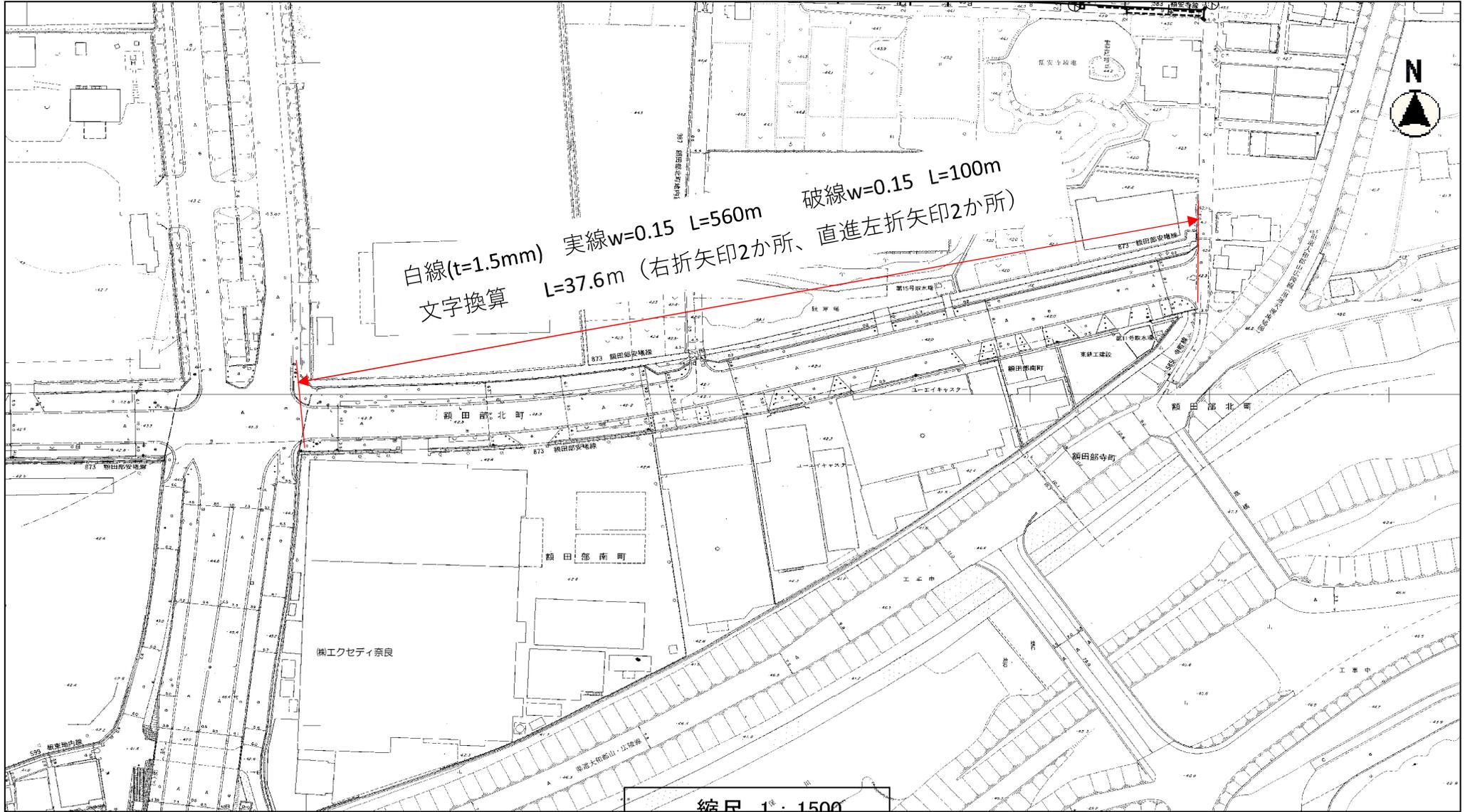
平面図

路線名：長安寺額田部線



平面図

路線名：額田部安堵線

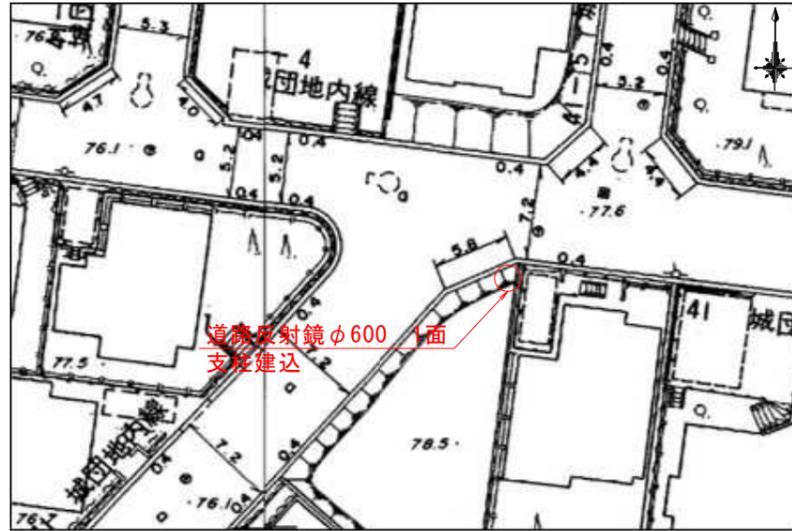


白線(t=1.5mm) 実線w=0.15 L=560m
文字換算 破線w=0.15 L=100m
L=37.6m (右折矢印2か所、直進左折矢印2か所)



平面図 S=1/500

大和郡山市 城町 地内



大和郡山市 東岡町 地内

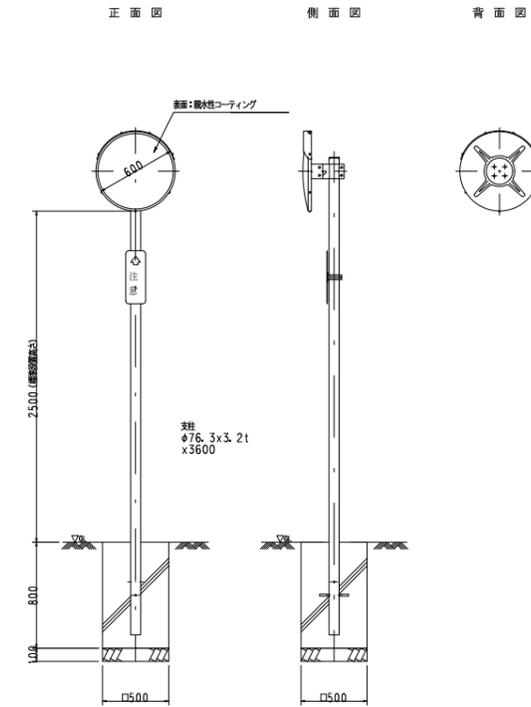


大和郡山市 長安寺町 地内



構造図 S=1/50

支柱：直柱 (φ76.3×3.2t×3600)



電柱共架

